

○提出された意見への対応方針

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見への対応方針
1	—	<p>○地域森林計画の対象民有林は風致地区内にある森林等とされているが、それらの地区等の設定を検討する必要がある。</p> <p>○道路1本隔てた箇所であっても、風致地区内と風致地区外では建ぺい率や容積率が異なったり、風致地区内では、森林でもない宅地における伐採に関しても制約があるのはおかしい。</p>	<p>○本計画は、森林法に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的に策定するものであり、ご意見の件につきましては、本計画に定めるものではありません。</p> <p>○なお、風致地区制度に係るご意見がありましたので、都市調整課風致担当にご意見をお伝えします。</p>
2	—	<p>○市内の山道は、倒木と竹林の異常繁殖が目立っており、通行困難または不安全（危険）である。民有地であれば地主の責任という考えもあるが、経済的理由などで管理ができないのであれば、公的な支援を検討すべき。</p>	<p>○本計画は、森林法に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的に策定するものであり、ご意見の件につきましては、本計画に定めるものではありません。</p> <p>○なお、市が所有する樹林地につきましては、これまでどおり適切な管理に努めるとともに、民有地における樹林管理の支援につきましては、市が保存樹林に指定した土地の所有者に対して奨励金を交付するなどの事業を行っています。</p>
3	—	<p>○本計画案は、森林整備に関して専門的立場にやや力点を置いて作成されたものと受け取れるが、一市民としては、森林の公益的機能の充実を図るための具体的かつ実効性を担保する整備計画の策定を望む。</p>	<p>○本計画は、森林法に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的に策定するものであり、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項などを定めています。</p>

意見番号	主な 該当頁	意見の要旨	意見への対応方針
(3の続き)	11-12	○第5「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」の文章に強力な推進力が読み取れない。	○この項目では、所有者ごとに細分化した森林の施業や経営をまとめて委託し、経営規模を拡大する方針を示していますが、林業従事者が相当数存在してはじめて実効性をもつものです。本市においては、森林組合が解散された等の状況を踏まえ、基本的な事項の記述にとどめています。
	12-15	○該当する事項「なし」とする記述があるが、「なし」とした理由について若干の補足記述があれば、本計画案の理解に役立つ。	○本計画に記載すべき項目は、森林法及び林野庁長官通知により、全国一律で定められていますが、森林経営の実態がない等、本市の現況を踏まえ、記載すべき内容がないと判断される項目については「なし」と記述しています。
	15	○緑のレンジャー制度は、市民がみどりに親しみをもち、森林の整備の重要性を認識するうえで有用かつ効果的な施策である。 ○同制度の実情を検証のうえ、本計画案に反映すべき事項を記載し、同制度の推進と実効性に役立てていただきたい。	○緑のレンジャー制度は、「鎌倉市緑の基本計画」に基づき本市が推進している事業であり、本計画とは別に効果の検証等を行っています。

以上